



# 市 からの 連絡 帳

## 12月は、固定資産税・都市計画税 第3期の納期です

～納付には、便利な口座振替を～  
◆納税課 田(☎042-460-9832)

12月1日より

## 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金 受付窓口の変更

12月1日(月)より臨時給付金の窓口を田無庁舎2階から3階に変更します。

申請受付期間は12月26日(金)までです。お早めに申請してください。

場 臨時給付金担当窓口(田無庁舎3階)

◆臨時給付金担当 田

(☎0570-666-635)

確認じゃ!



厚生労働省給付金キャラクター カグニンジャ

## 税・年金・届け出

### 市税・国民健康保険料(税)の休日納付相談窓口

時 12月6日(土)・7日(日)

午前9時～午後4時

場 市税・納税課(田無庁舎4階)

国民健康保険料(税)・保険年金課(田無庁舎2階)

※窓口は田無庁舎のみ

内 市税・国民健康保険料(税)の納付および相談、納付書の再発行など

◆市税について…

納税課 田(☎042-460-9832)

◆国民健康保険料について…

保険年金課 田(☎042-460-9824)

### 家屋を取り壊したとき

家屋を取り壊したときは、資産税課(田無庁舎4階)へご連絡ください。また、表題登記をしている建物を取り壊したと

きは、不動産登記法により、所管の法務局に滅失の登記をしてください。

問 東京法務局田無出張所  
(☎042-461-1130)

◆資産税課 田  
(☎042-460-9830)

### 認定長期優良住宅の固定資産税を減額

次の要件を全て満たす認定長期優良住宅を新築した場合、当該住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税は減額になりません)。

- 要件 ①「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅 ②平成26年1月2日～翌1月1日に新築された住宅 ③居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上 ④居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下 ⑤平成27年1月31日までに資産税課(田無庁舎4階)に必要書類の提出があること

□減額期間

住宅の種類	減額期間
3階建て以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年間
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年間

□減額範囲 居住部分の床面積が120㎡までのもの(120㎡を超えるものは120㎡相当部分)

□必要書類 ①認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条または第13条に規定する通知書の写し(東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課が発行した、認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)

□申告方法 市職員が家屋調査に訪問した際に、認定長期優良住宅であることをお伝えください。減額の申告手続きについて説明します。

問 ①認定長期優良住宅に関すること…東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課(☎042-464-2154)

②認定長期優良住宅の新築家屋への減額に関すること…下記へ

◆資産税課 田  
(☎042-460-9830)

## 福祉・教育

### 介護給付費通知を発送しました

介護保険制度への理解を深めていただくと同時に、介護保険事業を健全に運営するため、介護サービスの利用実績をお知らせしています。

□発送日 11月下旬

対 平成26年9月に介護または介護予防サービスを利用した方

◆高齢者支援課 保

(☎042-438-4030)

## くらし

### 都市計画案の縦覧

□対象計画案 都市再開発の方針・住宅市街地の開発整備の方針

□対象区域 西東京都市計画区域

□計画案の縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎21階北側)・市役所都市計画課(保谷庁舎5階)

□縦覧期間 12月1日(月)～15日(月) ※土・日曜日を除く

□意見書の提出 区域内に在住が計画案に利害関係のある方は、縦覧期間中、東京都に対して意見書を提出することができます。12月15日(月)(必着)までに、問へ郵送または持参してください。

問 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(〒163-8001新宿区西新宿2-8-1・☎03-5388-3225)

◆都市計画課 保(☎042-438-4050)

### 平成27年度 社会教育団体・青少年健全育成団体の認定申請受付

社会教育団体として認定されると、市内スポーツ施設を使用する際、使用料の2分の1が減額されます。また、青少年健全育成団体として認定されると、向台運動場・市民公園グラウンド・芝久保運動場・健康広場を使用する際、使用料が免除されます。

□条件

◇各団体共通 ●規約または会則があり、団体としての意思を決定・執行・代表することのできる機能および独立した経理・監査の機能が確立されている ●団

体の実績が客観的に認められる ●政治・宗教活動または営利事業を主たる目的とする団体でない

◇社会教育団体 ●市内で社会教育活動を行っている ●団体の構成員の60%以上が市内在住・在勤・在学であり、団体の本拠としての事務所または事務所を行う一定の場所が市内にある

◇青少年健全育成団体 ●青少年の健全な育成のために中学生以下の児童・生徒を中心として構成されている ●指導者に対する謝礼・報酬の類いの支出がない ●団体を構成する児童・生徒の90%以上が市内在住であり、団体の本拠としての事務所または事務所を行う一定の場所が市内にある

□提出書類 ①会則 ②平成26年度事業報告書(申請時までの実績でも可) ③平成26年度決算書(決算見込書でも可) ④平成27年度事業計画書 ⑤平成27年度予算書 ※決算書(決算見込書)には、会計担当者の署名・押印(朱印)が必要です。

問 平成27年1月5日(月)～15日(木)に、所定の申請書・会員名簿と上記提出書類をスポーツ振興課(保谷庁舎3階)・スポーツセンター・総合体育館・きらっとへ持参 ※上記期間以降は、スポーツ振興課のみで受け付け

※平成27年1月15日(木)までに申請し、認定を受けた団体は、2月2日(月)より申請した窓口で認定通知書を交付します。

□申請書の配布 スポーツ振興課・スポーツセンター・総合体育館・きらっと ※市HPからもダウンロード可

◆スポーツ振興課 保  
(☎042-438-4081)

### 防犯活動経費の一部補助

市内で防犯活動を行う団体に対し、活動経費の一部を補助します。

□申請期間 12月8日(月)～19日(金)

□補助金額 防犯資器材の購入経費などの2分の1以内で、1団体につき上限20万円

※申請多数の場合、補助金額の減額調整あり

対 市に防犯活動団体として登録をしている団体

※団体登録や申請手続きなど詳細は、お問い合わせください。

◆危機管理室 保(☎042-438-4010)

## 市表彰式

市政発展への貢献や善行・社会奉仕をされた方々、ならびに永年にわたる技能功労・産業振興に寄与された方々を表彰する表彰式を、11月5日に開催しました。

表彰を受けた皆さんは次のとおりです(敬称略)。

◆秘書広報課 田(☎042-460-9803)

### ◆技能功労者表彰(13人)

氏名	職種
山岡 麗子	調理師
岩谷 文雄	大工
星 正幸	大工
片桐 幸雄	置職
志賀 博	塗装工
小峰 幸治	造園工および植木職

### ◆一般表彰(3人・1団体)

氏名および団体名	功績
下田 清司	社会奉仕
竹内 孝義	社会奉仕
永瀬 昭幸	寄附
北原六星会防災市民組織	社会奉仕



## 西東京市商工業 従業員表彰式

西東京商工会との共催により、永年にわたり市内の同一事業所に勤務する従業員の方々を表彰する表彰式を、11月5日に開催しました。勤続10年24人、勤続20年16人、勤続30年6人、勤続45年2人の皆さんが表彰を受けました。



表彰を受けた皆さん

問 西東京商工会  
(☎042-424-3600)

◆産業振興課 保  
(☎042-438-4041)